様式第１号 別紙１（第５条関係）

小豆島町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　小豆島町地方就職学生支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、小豆島町から求められた場合には、それに応じます。

２　地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

３　以下の場合には、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）虚偽の申請等が明らかになった場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に本町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）：全額

（４）地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く）：全額

（５）本町への転入日から３年未満で本町からに転出した場合：全額

（６）本町への転入日から３年以上５年以内に本町から転出した場合：半額

お願いします。